

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

私は、きょう三点にわたって質問をしてみたいと思うわけですが第一点目は、実は先ほど来も何人かの委員から質問ございましたけれども、現在、食糧費の流用問題あるいは官官接待、地方のいわゆる不正経理と言われていたような問題をめぐって大変な不祥事が相次いでおります。私も北海道におりまして、北海道庁の不正経理問題というのは、昨年来、毎日、新聞にこの問題が出ない目はないというくらい大きな問題になってきているわけでございます。

この点についてまず最初に、全国の都道府県や市町村、こういったものに対してどのくらい広がっておって、現在その累積の金額というのは一体どのくらいになっているのかということについてまずお聞き申し上げてみたいと思います。

説明員（二橋正弘君） いわゆる食糧費などの不正経理の問題につきましては、それぞれの経理のやり方につきましては地方団体が個別にそれぞれの機能に基づきまして、財務規則でありますとか旅費でありますとか旅費条例でありますとかといったようなみずからの法令に基づいてそれぞれが地方自治体の責任において判断をして執行しておられるものでございます。

不正経理が起きまして、報道されておりますようなところにつきましては、私どももそれぞれの団体から個別にその事情を聞かせていただいておりますが今申しましたように、基本的にはそれぞれの団体においてみずからの責任で適正に対応していただかなくちゃいけないという問題でございまして、全体的な金額を私どもの方で集計して把握しているというふうな状況にないということは御理解いただきたいと思います。

峰崎直樹君 どうもさっきの天下りによく似てくるんですけども。

あれだけ大きな問題になって地方自治体に広がっているんでしょう。そうすると、個々の自治体から、地方団体からは聞いておるけれども全体は集約してないと言うんですけども、集約はできているのではないですか、個々から聞いているんだったら。その実態をどうしてオープンにできないんでしょうか。ここは国会ですよ。ちょっともう一回。

説明員（二橋正弘君） ただいま申しましたように、各団体から公表されました調査結果あるいはその改善方策、それから団体によっては返還というふうな措置をとっておられますので、そういったことにつきましてはそれぞれ公表されましたところから私どもも個別にその状況は聞かせていただいておりますがそれぞれの状況はまちまちでございまして、全体的に、特にその金額を集計して私どもの方で把握しているという状況ではないということでございます。

峰崎直樹君 恐らく、ある意味では各自治体ごとの中身がまた異なっているから統一的に発表するのがなかなか難しい、こういう意味ですね。

その点について、内容を聞くのとは別なんですけど、一体この問題というのは、根っこの問題というのはいつぐらいから始まってきているというふうに見ていいんでしょうか。その点、今起きてきている問題のその根の広がりを見たんですけれども、時代的な根っこの深さというのはいつぐらいから始まったものなんでしょうか。そこら辺はどのように考えておられますか。

説明員（芳山達郎君） 不正経理の原因及びその遠因等についてのお尋ねでございますが……

峰崎直樹君 違う違う。歴史的にはどのぐらいかと聞いておるんです。

説明員（芳山達郎君） この原因等についてでございますけれども……

峰崎直樹君 原因はまた後で聞きますから。

説明員（芳山達郎君） 公費支出について、いつごろからということについて直ちに私から答えることはできないものでありますけれども、いずれにせよ、その遠因として慣習的に行われてきた可能性があるかもしれない。ただ、これは地方団体おのおのがその原因を分析した検討し、そしてまた中身について改善策を講じるということで、直ちに申し上げられるものではないと思います。

峰崎直樹君 大臣、もうとにかく今全国の自治体にこのように広がっておるわけです。今もちょっと慣習的にやっているかもしれないということをおっしゃいましたけれども、私も道庁の職員の方々に聞いてみると、もうこれはずっと根が深いんですと、今から五年十年なんというものじゃなくて、実は私が道庁に入ったときにもう既にこのようなことがやられていましたよと。それはある意味では必要悪、後で少し議論になりますが、必要悪というかやむを得ざる処置もあるんですということですよ。

実は私は、ここで暴露して問題だということをおっしゃっているんじゃないかと、この根っこは相当構造的なものじゃないかと思っておるんですが大臣はどのようにこの問題を考えておられますか。

国務大臣（白川勝彦君） 仮にそれが構造的なものであったとしてもきちんと成文化されていないものでございますので、これを全国的に集計したり実態を把握するのはなかなか

か難しいんだと思うのでございます。

〔理事吉川芳男君退席、委員長着席〕

また、自治省の指導もしくは塾言等の施策の中でこういう問題まで、先生がおっしゃるように担当部局がぱっと通知を出せばぱっとデータが集まるというほどの強力な権限は自治省に与えられていないようございまして、彼らが言うのも本当にもどかしいような気がいたしますがそういったぐいの話だと思っております。ただ、こういう事件そのものについては、私はまことに遺憾なことだと思っております。

峰崎直樹君 確かに遺憾なことには間違いないんですが、先ほどの上山委員の質問にあった。特定の部局あるいは特定のポストが非常に構造的にもう天下りで固まっちゃっている。私どもも調査された資料を見ると、これは自治省の資料じゃありませんが例えば財政課長あるいは総務部長、要するにこの種の人事や財政、予算というものを策定する責任者のいる地位はかなり自治省からの天下りで占めているんじゃないんですか。

これは質問通告していませんが全国四十七都道府県のうち、財政課長もしくは総務部長に自治省から天下っているのはどのぐらいございまして、それはわかるでしょう。

説明員（松本英昭君） 今直ちに資料を持っておりませんが、財政課長、総務部長の都道府県の数につきましては、後ほど調べましてお答え申し上げたいと思います。

峰崎直樹君 事前通告していませんでしたので、後でまた調べて報告をお願いしたいと思うんですが恐らくかなりあると思うんですね。ましてや、過疎地帯といいますか財政依存の強い自治体ほどそういう状況だということは、これは我々自身そういうふうにつかんでいるわけでありま

す。その意味で、なぜこういう問題が起きているかということについては、そういう自治省から出向かれた方々は十分その実態をつかんでおられるんだろうか、従来の予算のあり方、予算執行のあり方あるいはシーリングのあり方、中央省庁だけじゃなくて自治体においても経常経費についてはマイナス五%のシーリングだとか。そうすると一体どういうことが起きたのかというのは、私どもも科学技術の委員会でもよく議論したんですが、いわゆる経常経費のシーリングをかけられたために人件費が上がってくる。そうすると実際に使える科学技術の研究予算なんていうのはどんどん減らされて、最後はピーカーでプラスチックのかわりをしたというような、国立大学の研究機関なんかひどい状態になりました。それは恐らく流用のしようがなくてそこへ行ったんだと思うんです。

そうすると自治体の方では、どうしても出さなきゃいけないお金があるのに一律のマイナスシーリングで下げられてくる。人件費だとかそういう固定費は圧迫されてくる、上がってくる。そうすると、どうしようもなくなってほかの予算から流用してくるというような事態は、実はこれまでの一律増分主義あるいは一律減分主義と言われているようなそう

いう予算のあり方、これは中央省庁もそうでしょう、恐らく地方自治体も中央省庁に右倣えとしてそういう形で出てきているという背景があるんじゃないでしょうか。その点はいかがでございますか。

説明員（松本英昭君） 先ほど来先生の御指摘の点でございますけれども、確かに地方公共団体の予算の中で、今御指摘のように財政的な事情等から一律に削減するとかあるいは一律にキャップをするというようなたぐいの査定の仕方をしているものも少なくないと思います。

そういう点で、本来見るべき経費が予算の中で計上されておらないということから、そういう原因があるものについては、現在地方公共団体においても今回のいろんな問題に反省を加えまして、そういう予算の査定のあり方等について御検討なさっているというように私どもも報告を受けているところもございます。

峰崎直樹君 何か隔靴搔痒という感じがしないでもありませんが自治体にお任せしながら、もちろん自治体は地方自治体でございますが、しかしいずれにせよ大変大きな問題がそこにあるということだけはぜひ自治省の方も把握をしていただいて、これはもちろん機械的に押しつけるというようなこともできないでしょうが、この点の改革をぜひ後押しをするような努力をお願いしたいと思うんです。

その中で、いわゆる監査委員会の制度のあり方です。平成三年の地方自治法の改正で二点、監査対象の一部行政職への拡大、それから識見を有する委員への自治体OBの選任の制限、要するに、自治体のOBが入り込んでいって、これは有識者でございますというような委員になっておるといようなことを何とか制限しようじゃないか、こういうことだったんですが最近の実態は形を変えながらOBがその識見を持っているという委員になっているというような事例があると言われていたんですがこの点はどのようにつかんでおられますか。

説明員（松本英昭君） ただいま御指摘のように、平成三年に監査委員制度の改正をいたしまして、数点にわたって改正をいたしました。今委員御指摘のような点が中心的なことであったかと思えます。

その中で、いわゆるOB制限というのは、二人以上の監査委員を置いているところにつきましては、少なくとも一人はその就任前五年前までは当該団体の職員でなかった者という要件を加えたわけでございます。

ただ、監査委員にOBの方を選任すること自体が悪いかどうかということについてはこの改正のときにもいろいろ御議論のあったことございまして、監査委員の中で、当該団体がどうかはともかくとして、地方公共団体の実務経験のあった人が就任することは必ずしも監査の制度のあり方として悪いことではないのではないかという意見も一方ではござ

いましたし、一方では、そうは言っても外から見た場合の信頼というようなことを考えれば制限すべきであるという御意見もあったという経緯がございます。

そういうことからただいま申し上げましたようなことになっているわけですが、実質的に現在の監査委員の中でかなりの人数、識見を有する方、これは議会の議員は四人のうちの二人または一人、これが議会の議員から選出されますので、その他の監査委員ということになりますけれども、その中でかなりの人が現実にOBという状況になっている、それは現実でございます。

峰崎直樹君 時間もありませんからあれですが監査委員会の事務局まで実は不正経理をやっているということがあちらこちら出てきているんです。私が言いたいことは、日本の社会というのはどうも仲間内の中だけでなানাあでやってきている世界が多過ぎたんじゃないか、だから日米の経済摩擦も含めて、いろいろ日本のこれまでのあり方についてメスを入れよう、透明度を高めようということになっているわけでしょう。今の答弁聞いていると、OBだってなかなかいい人がいますよと、それはいい人はいますよ。しかし、そこをきちっと区分けをするような方向で改革を進めていかないとなかなかうまくいかないんじゃないかということ、これ以上この点についてはやめますけれども、ぜひともそういった点で指導、助言といったようなところの中では私どもはお願いをしたいところだというふうに思います。

時間が無いので次の問題に移ります。

国保組合員の厚生年金の保険適用漏れということについてに移りたいと思うんですがこの「会計検査のあらまし 平成六年度決算」、私も決算委員会は初めてなものですから、初めて読ませていただいて、この決算の中で一番ウエートが高いといいますが、指摘を受けた全体で二百四十二億九千三百十三万円ですから、そのうちの四七%が国保組合員の厚生年金の保険の適用漏れというふうに平成六年度はなっているわけです。その中でも特に土木建築業を対象とする国民健康保険組合、いわゆる国保組合の加入事業所における厚生年金保険の適用漏れという事態が一番多い、こういうふうに言われているんですがそこで厚生省、きょう実は厚生委員会をやっていますのでなかなか大臣以下政府委員出してもらえないのでありますがなぜこういうものが起きてきているのか、その点どのように認識をされているのか、少し説明をお願いしたいと思います。

説明員（大平洋輔君） 検査院から指摘を受けた保険料徴収不足につきましては、健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が適用漏れとなっていたことによるものでございます。このうち全国土木建築国民健康保険組合加入事業所における徴収不足につきましては、事業主におきまして現場の作業員は常時雇用されていても国民年金の適用となるものとの誤った認識をしていたということでございまして、厚生年金保険の資格取得届が提出されなかったことによるものでございます。

これまで、毎年度の事業運営上の重点事項としまして適用の適正化を図ってきたにもかかわらず、社会保険事務所における調査確認及び指導が十分でなかったとの指摘も受けておりますところございまして、今後はさらに事業主に対する指導の充実、周知徹底に取り組むとともに、事業所調査に当たりましては、被保険者の資格取得の届け出に関する調査確認を重点に取り組んでまいりたいと思っておりますところでございます。

峰崎直樹君　そこで、ぜひそれは強化をしていただきたいと思うのでありますが本当はそのところをもう少し、なぜそうなっているかということの問題以上に、非常に特徴点としていわゆるこの全国土木関係の国保組合なるものが本来であれば常用雇用ですから、民間の企業でございますので厚生年金の組合健保になるか、あるいは政府管掌健保でなければいけないのに、これは例の弁護士さんとかそういう者が入っているいわゆる国保組合ですか、これはなぜ全国土木国保組合というものが国保組合として存続しているのかということについてよくわからない。

よくわからないところか、そうなってくると補助金、国の補助率が変わってまいりますね。相当これは優遇されるわけです。そうすると、このような土木関係の事業の組合をつくっていることがここだけ、この業種だけ認められるということになると、ほかの民間企業の方々からするとアンフェアじゃないかというふうに実は出てくるんじゃないかと思うんです。

ですから、これはなぜそうなっているのかということについて、合理的な理由があるんですか。

説明員（柴田雅人君）　お尋ねの全国土木建築国保組合でございますけれども、できたのが昭和十八年でございます。昭和十八年の四月一日にできたものでございます。

当時の健康保険の適用問題でございますけれども、今は国民皆保険ということになっておりまして、サラリーマンは健康保険、それ以外は国民健康保険ということで強制適用になっているわけですが当時は健康保険制度だけ、それも業種を限って強制適用ということになっていたわけでございます。

それで、土木建築会社の事務職員は健康保険制度を適用されていたわけですがそれ以外の労働者については適用されていなかったということでございます。土木建築業は元請、下請、それから日雇い労働者、そういう方々が一体となって事業が行われるわけでございますので、現場の労働者も含めて医療保険を適用するための組織が必要だということで国保組合が発足した。要するに、健康保険が当時まだなかった。適用になっていなかった。ほんの一部の事務職員以外は健康保険の対象になっていなかったということでございます。それが発足でございます。

健康保険はその後だんだんと適用業種を拡大していったわけでありまして、昭和二十八年に土木建築業というのも健康保険の対象になったわけでございますけれども、そのとき

に、それじゃ既にあった全国土木建築国保組合をどうするかということを経済検討されたのだらうと思いますが全国土木の被保険者は健康保険の適用除外承認を受けて、そして国保組合の被保険者になることとされて今日に至っているということでございます。

それから、国庫補助でございますけれども、そういうことでございますから、本人につきましては、組合員本人、要するに働いている方々でございますがこの方々は国庫補助はゼロということになっておりまして、その御家族とそれから日雇い労働者の方については国庫補助が入っているという形になってございます。

峰崎直樹君 ある程度、なぜそうなっているかということについてわかりました。要するに、これは戦時立法で、戦争中にそれがつくられたというんですね。

よくわからないのは、政府の補助というのが本人には出ていないということなんです。五年度の実績だと二百五十一億円国庫補助が出ていた。これはその給付費全体の三二から五二%の国庫補助、国保組合一般なんです。それが実際には政府管掌の場合には大体二二%なんです。これは異常に高いわけですね。そうすると、いまだにこれが続いているということについて、ちょっとやはりおかしいんじゃないかというふうに思われる。これはゼネコンなんかを中心でしょうから、この点はかなり問題があって改革しようというふうにはなっていないんでしょうか。

説明員（柴田雅人君） ただいまの御指摘の点も踏まえまして、国保組合の国庫補助のあり方につきましては、現在医療保険審議会の国民健康保険部会というところで御審議いただいております。今御指摘のような御議論もあります。そういう御審議の結果を踏まえまして、私どももどういうふうにするか、対処を考えていきたいというふうに考えております。

峰崎直樹君 時間が来ましたのでもうやめますが、引き続き今後ともまた、今の問題も、それから本当は厚生省の丸投げ問題も実は議論したいと思っておりましたけれども、時間が来ましたので終わらせていただきます。